

水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（平成30年3月）」の一部改定について  
【平成31年3月1日適用】

次頁以降に記載の内容について適用する。

単-10

別表-4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[超勤時間 3H]	[超勤時間 3H]	
		[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.42	1.43	1.53	1.55	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.42	1.52	1.53	1.63	1.65	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.57	1.67	1.68	1.78	1.80	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.72	1.82	1.83	1.93	1.95	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.82	1.92	1.93	2.03	2.05	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.92	2.02	2.03	2.13	2.15	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.07	2.17	2.18	2.28	2.30	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.27	2.37	2.38	2.48	2.50	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.52	2.62	2.63	2.73	2.75	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[超勤時間 6H]	[超勤時間 8H]	[超勤時間 8H]	[超勤時間 8H]	
		[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.46	1.48	1.59	1.62	
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.56	1.58	1.69	1.72	
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.71	1.73	1.84	1.87	
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.86	1.88	1.99	2.02	
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.96	1.98	2.09	2.12	
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.06	2.08	2.19	2.22	
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.21	2.23	2.34	2.37	
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.41	2.43	2.54	2.57	
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.66	2.68	2.79	2.82	

注) 1.別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H]深夜時間0Hの場合を除き、平成30年3月から適用の新増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、新増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。  
2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。  
3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

就業時間別船員供用係数(β)の算出式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{新増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

ここに、

β<sub>0</sub> : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数  
β : 就業8時間の場合の船員供用係数  
新増対象賃金比 : 労務単価に占める新増賃金の対象となる賃金の比率をいう。ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。

コメント

別表-4 就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 1H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 3H]	[超勤時間 3H]	[超勤時間 3H]	
		[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	[深夜時間 0H]	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.43	1.43	1.53	1.54	
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.53	1.53	1.63	1.64	
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.56	1.68	1.68	1.78	1.79	
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.83	1.83	1.93	1.94	
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.93	1.93	2.03	2.04	
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.03	2.03	2.13	2.14	
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.18	2.18	2.28	2.29	
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.38	2.38	2.48	2.49	
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.51	2.63	2.63	2.73	2.74	

船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)

係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		
		[超勤時間 0H]	[超勤時間 2H]	[超勤時間 4H]	[超勤時間 6H]	[超勤時間 6H]	[超勤時間 8H]	[超勤時間 8H]	[超勤時間 8H]	
		[深夜時間 1H]	[深夜時間 3H]	[深夜時間 4H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	[深夜時間 6H]	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.47	1.61	1.61	
2	1.80	1.31	1.31	1.45	1.45	1.57	1.57	1.71	1.71	
3	2.05	1.46	1.46	1.60	1.60	1.72	1.72	1.86	1.86	
4	2.25	1.61	1.61	1.75	1.75	1.87	1.87	2.01	2.01	
5	2.45	1.71	1.71	1.85	1.85	1.97	1.97	2.11	2.11	
6	2.65	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.07	2.21	2.21	
7	2.90	1.96	1.96	2.10	2.10	2.22	2.22	2.36	2.36	
8	3.20	2.16	2.16	2.30	2.30	2.42	2.42	2.56	2.56	
9	3.70	2.41	2.41	2.55	2.55	2.67	2.67	2.81	2.81	

注) 1.別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H]深夜時間0Hの場合を除き、平成31年3月から適用の新増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、新増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。  
2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。  
3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

就業時間別船員供用係数(β)の算出式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{新増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

(小数3位四捨五入)

ここに、

β<sub>0</sub> : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数  
β : 就業8時間の場合の船員供用係数  
新増対象賃金比 : 労務単価に占める新増賃金の対象となる賃金の比率をいう。ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。